

| | |
|------------------|---|
| Title | 支那古代の長城に就いて(三) |
| Sub Title | |
| Author | 橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1927 |
| Jtitle | 史学 Vol.6, No.1 (1927. 3) ,p.91- 107 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270300-0091 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那古代の長城に就いて (三)

四 長城の位置

曩に長城の起原を論ずるに際し、齊の長城に就いては一應の解説を下したのであつた。けれどもなほ之れに就いても論じ残したところが存するので、まづその補遺訂正より始め、ついで戰國時代に於ける列國の長城に及び、最後に大統一後に於ける秦の長城の位置について説明すべき豫定である。

そこでまづ齊の長城の位置であるが、之れについてまたその略圖を掲げてゐるのは楊守敬撰の戰國疆域圖である。されど楊氏は全然その考證を載せてゐないのであるから、如何なる理由に據つてかの圖を作製したものであるか全く不明である。而もその圖面より之れを觀れば、予が考ふるところと大なる相違はなきものゝやうではあるが、たゞその著しく異なる點は、淄川及び安邱の近傍に於て予の前掲略圖よりも餘程南に下り、沂山の上を通過しゐることゝ、諸城の近傍に於て予の圖面よりも今少しく西を通過しゐることゝ、瑯邪の南方に於て海に達してゐることゝの三點である。(史學第五卷第二號所載附圖參照)

蓋し予が曩に齊の長城を畫きて泰山の北岡上を通過せしめ、更に東に延長して淄川を通過せしめし所以は、史記正義楚世家所引の括地志に

長城西北起濟州平陰縣緣河歷太山北岡上、經濟州淄州、○卽西南兗州博城縣北、東至密州瑯邪臺入海

とあり、王應麟の通鑑地理通釋卷之十にも、孫星衍輯の括地志にも、括地志の文として同様の文句が見えてゐるのであるが、たゞ讀史方輿紀要には曩に掲げし通り(史學第五卷第二號一四頁參照)「卽西南兗州博城縣北」といふ文句を除いて

云括地志長城西北起濟州平陰縣緣河歷泰山北岡上、經濟州淄州、東至密州瑯邪臺入海、

となつてゐるし、また大清一統志卷一百三十五青州府の條に長城を説明し

長城在臨朐縣南與沂水接界、俗名長城嶺、西自濟南府淄川縣南界、東至沂州府沂水莒州之北、又東至諸城南、水經注朱虛縣泰山上有長城、西接岱南、東連瑯邪巨海、千有餘里、蓋田氏之所造也、竹書紀年梁惠成王二十年、齊築房以爲長城、又晉烈公十二年、王命韓景子趙烈子及我師伐齊入長垣、戰國策蘇代所謂齊有長城巨防、史記所謂齊威王越趙伐我長城者也、張守節正義云、泰山郡記、長城緣河經泰山千餘里、至瑯邪臺入海、括地志

長○城○西○起○渾○州○平○陰○縣○沿○河○歷○太○山○北○岡○由○穆○陵○關○至○密○州○琅○邪○臺○入○海○太○平○寰○宇○記○長○城
在○諸○城○縣○南○西○十○里○東○南○自○海○迤○邐○上○大○珠○山○起○盡○州○南○界○二○百○五○十○里○古○蹟○依○約○尚○存○舊
志○古○長○城○在○臨○胸○東○南○一○百○五○里○諸○城○縣○南○五○十○里○按○古○長○城○因○山○爲○之○蜿○延○千○里○攷○管○子
云○長○城○陽○魯○也○長○城○陰○齊○也○蓋○春○秋○時○已○有○長○城○矣○

と見えてゐるのであり、その引用の括地志の文句は、前に掲げた何れの文句とも多少相違して居り、「西起渾州平陰縣」といひ、また「經濟州淄川、卽西南兗州博城縣北東」なる文句を除き、その代りに「由穆陵關」の語句を挿入してゐるのであるが、而も同書卷一百四十二泰安府の條に引用せられてゐる括地志の文句は、紀要所引の文句と全然同様であるから、乃ちこの記事に従ふを以てより正當ならんと考へた爲めであつた。

元來括地志は唐の太宗の時に濮王泰等が撰んだものであるから、その地名は當時の名稱に據つてゐるはずであるが、唐書の地理志によると、鄆州東平郡所屬の一縣として平陰の名が見えて居り、その注には

太和六年省入盧東阿開成二年復置有龍山

とあるだけで、如何にも平陰縣が唐の時代太和以前には、常に渾州の屬縣であつたらしく見えるのである。けれども舊唐書地理志の記するところによると、渾州に就いては

隋東平郡之須昌縣、武德四年平徐圓朗於鄆城、置鄆州、領鄆城、須昌、宿城、鉅野、乘丘五縣、又以廢壽州之壽張來屬、其年置總管府、管鄆、濮、兗、戴、曹五州、貞觀元年罷都督府、仍以鉅野屬戴州、(中略)天寶元年改鄆州爲東平郡、乾元元年復爲渾州、(中略)天寶十三年廢濟州、其所管五縣並入鄆州、(下略)

とあり、また平陰縣については

平陰漢肥塚縣、隋爲平陰、屬濟州、天寶十三載、州廢、縣屬鄆州、太和六年併入東阿縣、開成二年七月、節度使王源中奏、置平陰縣、

と見えて居り、唐の李吉甫撰元和郡縣圖志卷第十河南道六渾州平陰縣の條にも

平陰縣、本漢肥城縣地、屬泰山郡、古肥子國、開皇十四年、於今縣西北二十八里、置榆山縣、大業二年、移於今理、仍改名平陰、屬濟州、天寶十三載、州廢、縣割隸鄆州、

と見えてゐる。隋書の地志には濟北郡の注に「舊置濟州」とあるのみであるが、その後に唐の玄宗の天寶十三年(西紀七五四年)以前にも唐の時代に濟州といふ行政區名があり、平陰縣が之れに所屬してゐたことは、こゝに掲出した舊唐書の地理志や、元和郡縣圖志の記事、及び舊唐書の地理志渾州の條に「隋置濟北郡、武德四年改濟州」とある記事によりて明白なところである。されば唐の太宗時代に撰ばれた括地志に「濟州平陰縣」とあるべきは當然のこととて、大清一統志所引の括地志に「渾州平陰縣」と

あるのは、もとより誤謬として認むべきであらうと考へる。

つぎに史記正義楚世家所引の括地志本文に

經濟州淄州、即西南兗州博城縣北、東至密州瑯邪臺入海

とあり、王應麟撰通鑑地理通釋、孫星衍輯括地志等も亦皆之れに従つてゐるのは果して正當と認むべきであらうか。

まづ「濟州淄州」の文句であるが唐書地理志によると阿南道の中に「淄州淄川郡」の名が見えて居り、その郡所屬の縣として淄川といふ名は見えてゐるが、淄州といふ縣名は見えないのである。また舊唐書の地理志渾州の條には

天寶十三年廢濟州、其所管五縣竝入鄆州、

とあり、かつ同志同條盧縣の下に

漢舊、隋置濟北郡、武德四年改濟州、領盧、平陰、長清、東阿、陽穀、范八縣、又置昌城、濟北、穀城、孝感、冀丘、美政六縣、六年廢美政、孝感、穀城、乘丘、昌城五縣、八年割范縣屬濮州、貞觀元年、又廢濟北縣、入長清、天寶元年改爲河陽郡、乾元元年復爲濟州、十三載六月一日廢濟州、盧、長清、平陰、東阿、陽穀等五縣、竝入鄆州、

と見えて居り、唐時代の所謂濟州の中には淄州なる縣の存在せしことを認むることが出來ないのである。

(武德六年廢止の縣中乘丘とあるは、もとからの鄆州の縣である。冀丘とは別であらう。)

然るに同志淄州の條に

隋齊郡之淄州縣、武德元年置淄州、領淄州、長白、萊蕪三縣、六年廢長白、萊蕪二縣、八年又以廢淄州之、長山、高苑、蒲臺三縣來屬、天寶元年復爲淄州郡、乾元元年復爲淄州、景龍元年分高苑、置濟陽縣、又割蒲臺隸之、後割屬棣州、(中略)今管縣四、併濟陽入高苑、

とあり、その屬縣として淄川、長山、高苑、鄒平の四縣を掲げてゐるのである。また元和郡縣圖志卷第十河南道六齊州の條には

今州卽濟南國之歷城縣理也

とあり、同志卷第十一河道七淄州の條には

春秋及戰國時屬齊、秦爲齊郡之地、在漢爲濟南郡之般陽縣也、開皇十六年於今理、改置淄州、隋亂陷賊、武德元年重置淄州、

とあり、その管縣として淄川、長山、鄒平、濟陽、高苑の五縣を掲げ、更に淄川縣の條には

本漢般陽縣也、屬濟南郡、在般水之陽、故名、後漢屬齊國、晉省、宋於此置貝邱縣、開皇十八年改貝邱爲淄川縣、屬淄州、

と見えてゐる。また宋の樂史撰太平寰宇記卷之十六濟州の條には

濟州濟陽郡今理鉅野縣禹貢兗州之域、春秋時其地屬齊、亦齊衛二國之境、今郡理卽稿礮城(中略)宋

元嘉七年到彥之伐拔此城、後又失之、至二十七年、以王元謨爲寧朔將軍、前鋒入河北、拔

之、因以固守于此、又置稿礮戍、或爲濟北郡、後魏太武八年、于此立濟州、又爲濟北郡(中略)

唐武德四年平王世克、改爲濟州、或爲濟陽郡、皆此、天寶十三載、廢郡以所隸五縣併歸渾

州、至大歷中、復立濟州、唐末又廢入鄆州(下略)

とあり、淄州の條には

淄州淄川郡今理淄川縣禹貢青州之域(中略)春秋戰國時屬齊、秦置三十六郡、爲齊郡之地、在漢爲濟

南郡之般陽縣(中略)宋元嘉五年于此置清河郡、仍于州理立貝邱縣、後魏又爲東清河郡、

以貝邱屬齊郡、開皇十六年、于今理改置淄州、大業二年廢淄州、三年屬齊州、又改爲齊郡、

隋亂陷于寇賊、唐武德元年、重置淄州、領淄川、長白、萊蕪三縣、六年廢長白、萊蕪二縣、八年

又以廢淄川之長山、高苑、蒲臺三縣來屬、天寶元年爲淄川郡、乾元元年復爲淄州、景龍元

年分高苑置濟陽縣、又併入高苑、又割蒲臺隸之

とあり、淄川縣の條には

淄川縣本漢般陽縣也、屬濟南郡、在般水之陽、故名、後漢屬齊國、晉省、宋元嘉五年、于此置

貝邱縣、屬清河郡、高齊廢郡、縣屬齊州、隋開皇十六年、于此置淄州、貝邱縣屬焉、十八年改

貝邱爲淄川縣大業二年廢淄川縣屬齊州唐武德元年重置淄川縣仍隸之と見えてゐる。

してみると隋代には一時淄州の下に淄川縣があつたのであり、また舊唐書によると、唐初には淄州の下に淄州縣といふ屬縣があり、それが武德八年に廢せられ、その後更に淄川縣なるものが置かれたやうに見えるのであるが、それは今本舊唐書の誤記の爲めて、唐の武德元年に重ねて淄州が置かれた際、之れに隸屬した縣は淄州ではなく淄川であり、従つて同八年に廢せられた縣も淄州ではなく淄川であつたことは、太平寰宇記の本文によりて推考せらるゝところである。されば括地志が撰ばれた唐の太宗の頃には濟州の外に之れと竝んで淄州があり、その屬縣として淄川が置かれてあつたことは明白なことである。だから括地志の本文として掲げらるゝ「經濟州淄州」なる語句は、事實上「濟州の淄州縣を経て」とは到底認められないところであるから、乃ち「濟州と淄州とを経て」といふ意味に解しなければならぬ譯である。けれどもその語句の前に「長城西北起濟州平陰縣、緣河、歷太山北岡上」とあるのであら、曩に掲げたやうに史學第五卷第二號一六頁參照唐代の濟州治が今の濟南府長清縣の西南二十五里の地點であるとするれば濟州平陰縣、即ち歷代地理志韻編、大清一統志、讀史方輿紀要等によれば、今の泰安府平陰の東北三十五里の地點である、當時の平陰城の南三里の近傍に起つた長城、更に詳言すれば唐の李吉甫の元和郡縣圖志卷第十河南道六渾州平陰縣の條に

平陰故城在平陰縣東北三十五里、中略故長城首起平陰縣北二十九里、齊潛王所築、蘇代謂燕王曰、齊有長城巨防、足以爲塞、是也、(通鑑地理通釋所引の郡縣志本文には縣北一十九里とある。恐らく誤記であらう。)

とあり、太平寰宇記第三十三平陰縣の條にも

平陰縣本漢肥城縣、屬泰山郡、古肥子國、隋開皇十四年、于今縣西北二十八里、置榆山縣、大業二年移于今理、改名平陰、屬濟州、取界內平陰故城、以爲名、中略平陰城在縣東北三十五里、中略長城故城長首起縣北、云々

とあり、通鑑地理通釋所引史記正義に

長城西在濟州平陰縣界、(前號所引史記正義の文句と違つてゐる。)

とあり、また大明一統志卷之二十三兗州府の條にも

平陰縣在州北一百二十里、本齊地、○古長城在平陰縣北

とあり、大清一統志卷一百四十二泰安府の條には

長城在平陰縣東北

とあり、山東通志卷二十二兗州府の條には

古長城在平陰縣北、齊築防爲長城、疑卽此、

とあり、讀史方輿紀要卷三十三平陰縣の條には

長城在平陰縣東(これは東北の誤記であらう。)

とあり、その他曩に(第五卷第二號)引くところの記事によりて推知せらるゝが如く、今の泰安府平陰縣の北方二十九里乃至三十二里の近傍濟水沿岸の地に起つた長城が、泰山の北岡上を経て、更にまた濟州即ち今の濟南府長濟縣西南の方面へ還り、それから淄州即ち今の淄川の方面へ走つたとは、その地理上の位置からして到底考へ難いことと思はれるのである。

尤も唐時代の濟州治は、元和郡縣志によると、その卷十河南道六盧縣の條に

盧縣本漢舊縣也、屬泰山郡、都尉理之、濟北王所都、後漢盧縣屬濟北國、宋屬濟北郡、開皇三年、罷郡縣屬濟州、大業三年復爲濟北郡、武德四年、討平王世充、復爲濟州、按濟州理稿礮城、本泰東郡之荏平縣也、其城西臨黃河、晉末爲河水所毀、移理河北博州界、事具博州、宋元嘉二十年、寧朔將軍王元謨前鋒、入河平稿礮、立城守之、都督劉義恭、以沙城不堪守、召元謨、毀城而還、後更城之、後魏略得河南、置鎮守、泰常八年(後魏太宗明元帝時)於此置濟州、至天

寶十三載、州爲河所陷、廢、

と見えて居り、かつまた

稿礮津在盧縣北一里、後魏於此置關、名濟州關、隋末廢

とあり、唐の天寶十三年以來、河中に没してその適確なる位置を知ることが出来ない事情にあるので、顧祖禹のやうに

劉宋亦爲濟北郡治、後魏兼置濟州、隋初郡廢、州存、大業初復曰濟北郡、唐仍爲濟州、天寶初、曰濟陽郡、皆治盧縣、

となし、恰も濟北郡治と濟州治と皆共に唐の盧縣治に置かれてあつたかの如き、誤解を生ぜしむる恐れある記述によることは不當であり、従つて濟州の位置をば、適確に今の濟南府長清縣の西南二十五里の地點と認むることはもとより誤謬であらうが、而も唐代の盧縣の位置である今の長清縣の西南二十五里の地點を距つること遠からざるところであつたことは、略々推想せらるゝことであらう。

そこで予は曩に「經濟州淄州」の濟州をば衍文として之れを除き、かつ地理志韻編によると唐代の淄州は山東濟南府淄川縣治とあるのであるから、即ち前掲の長城略圖に於て、泰山の北岡より東北淄川を通過せしめたのであつた。或は唐の太宗の時に既に淄州の所屬として淄川縣があつたとすれば、濟州淄州は淄州淄川の誤記ではないかとも疑つたのであるが、それにしても唐時代の淄川縣治は淄州治と同じく、今の濟南府淄川縣治であるといふのであるから、やはり同一のことゝなる譯である。なほ漢の般陽縣も宋の貝邱縣も亦皆今の濟南府淄川縣治であつたことは大清一統志、山東通志、地理志韻編、讀史方輿紀要、及び陳芳績撰歷代地理沿革表等の皆同様に記するところである。たゞ予のかくの如き處置が果

して正當であつたかどうかは、更に再考を要することである。

それからかの「即西南兗州博城縣北」といふ文句であるが、この文句は元來何を意味するものであるか頗る難解の語句である。地理志韻編によると唐時代の博城縣は

山東泰安府泰安縣東南

とあり。唐書地理志には兗州乾封縣の條に

乾封上、本博城。武德五年以博城、梁父、嬴置東泰州、并置肥城、岱二縣。貞觀元年州廢、省梁父、嬴、肥城、岱入博城、來屬。乾封元年更名乾封。總章元年又曰博城。神龍元年又曰乾封。と見えて居り、舊唐書地理志兗州の條にも

隋郡、武德五年平徐圓郎置兗州、領任城、瑕丘、平陸、龍丘、曲阜、雒、泗水七縣。貞觀元年省曲阜縣。其年又省東泰州、以博城縣來屬。八年復置曲阜縣。十四年置都督府、管兗、泰、沂三州。云々

とあり、また

乾封、隋博城縣。武德五年於縣置東泰州、領博城、梁父、嬴、肥城、岱六縣。貞觀元年罷東泰州、省梁父、嬴二縣入博城、仍以博城屬兗州、兼省肥城。乾封元年高宗封泰山、改爲乾封縣。總章元年復爲博城。神龍元年又爲乾封。

とあり、元和郡縣志卷十河南道六、乾封縣の條にも

乾封縣本齊博邑延陵季子適齊子死葬於嬴博之間至漢武帝封禪分嬴博二縣立奉高縣以奉泰山之祀後魏改博縣爲博平開皇十七年改開平爲博城縣乾封元年高宗封岳析長安以置乾封長安元年廢乃於岱山下改博城縣爲乾封縣屬兗州

と見えて居り、太平寰宇記卷之二十一萊州乾封縣の條にも

乾封縣本齊博邑春秋謂公會吳子伐齊卽此也延陵季子住齊子死葬于嬴博之間至漢武帝封禪分嬴博二縣立奉高縣以奉泰山之祀後魏改博縣爲博平隋開皇十七年改博平爲博城唐乾封元年高宗封東嶽改爲乾封縣屬兗州

とあり、大清一統志泰安府の條には

春秋齊博邑泰屬齊郡漢初屬濟北國尋置博陽郡後改泰山郡元封初分博置奉高縣爲郡治後漢及晉宋魏皆因之北齊改曰東平郡隋開皇初郡廢縣屬魯郡唐武德五年於博城置東泰州貞觀初州廢屬兗州乾封元年改縣曰乾封總章元年改曰博城神龍元年復曰乾封宋初因之大中祥符初改曰奉符屬襲慶府金初置泰安軍大定二十二年升爲泰安州屬山東西路元初屬東平路至元五年直隸省部明初屬山東省濟南府以州治奉符縣省入本朝因之雍正二年升爲直隸州十三年升爲府

と見えてゐる。即ち唐時代の博城縣即ち乾封縣は、宋代の奉符縣であり、清代の泰安府治即ち泰安縣治である。されば大清一統志泰安府の古蹟の部にも

奉符故城、即今泰安府治、古博縣治、唐爲乾封縣治、

とあり、讀史方輿紀要には

奉符廢縣今泰安州治、春秋時齊之博邑也、志云博城在今州東南三十里、

とあり、地理志韻編にも乾封、奉符共に

山東泰安府泰安縣東南

と見えてゐるのである。山東通志、泰安府志、泰安縣志の記するところも亦皆同様である。だから唐の太宗の時代の博城縣が、今の泰安府泰安縣の地方に置かれてゐたことは、疑ひないことと思はれる。

してみると括地志のかの文句は之れを如何に解すべきであらうか。「太山北岡上を歷て、淄州即ち西南兗州博城縣北を經て、東密州瑯邪臺に至つて海に入る」と解すべきであらうか。或は「太山北岡上を歷て淄州を經て、西南兗州博城縣北に即き、東密州瑯邪臺に至つて海に入る」と解すべきであらうか。而も淄州が兗州博城縣と同一地ならざることとは、曩に述ぶるところによりて明白なことであるから、「淄州即ち西南兗州博城縣の北を經て」とはどうしても云へない譯であり、また「太山北岡上を歷て、淄州を經て、それから更に西南兗州博城縣の北、即ち泰安府泰安縣の北を過ぎて、東密州瑯邪臺に至つて海に

入つた」とは地理上甚だ解し難いことである。のみならず「即西南兗州博城縣北」の「即」を「即き」の意に解することは頗る異例のやうに思はれる。或は「即」の文字を「西南」の下に置きかへ「太山北岡上を歴て、淄川の西南即ち兗州博城縣の北東を経て、密州瑯邪臺に至つて海に入る」と解すれば、地理上よりは通じないこともないのであるが、文章上から甚だしく無理なる解釋となるのである。

それから山東通志の明版の方には、その卷第二十二古蹟の部に括地志の本文を引いて

長城西北起濟州平陰縣、緣河歷泰山北岡上、經濟州淄州、即西南兗州博城縣北、東至密州瑯邪臺、入海。

とあり、曩に掲げた史記正義、通鑑地理通釋等所引の括地志本文、及び孫星衍輯括地志本文などと同様の文章となつてゐるのであるが、清朝康熙版の山東通志卷之第十八古蹟の部所引の括地志本文は

長城西北起濟州平陰縣、緣河歷泰山北岡上、經濟州淄州西南、兗州博城縣北、東至密州瑯邪臺。

となつて居り、故意か偶然か、西南の上の「即」の字を除いた爲めに「淄州の西南、兗州博城縣の北を経て、東密州瑯邪臺に至る」と解することが出來得る文章となつたのであり、或は多少の無理を認容すれば、「淄州の西南、兗州博城縣の東北を経て、密州瑯邪臺に至る」とも解せられないこともない文章となつたのである。もし以上の解釋に従ふときは、かの楊守敬の戰國疆域圖に、泰山の北岡上を通過せし

めた長城を延長して、淄川の西南、博城即ち泰安府泰安縣の東北を通過せしめてゐることゝ一致するのである。

けれどもこの文句をかく解せんが爲めには、何れにせよ甚だ無理なる解釋によらなければならぬのであるから、かの讀史方輿紀要や大清一統志所引の括地志本文に「即西南兗州博城縣北」といふ文句が除かれてゐるのは、恐らく紀要や一統志の編著者等が、あのまゝにてはその意味が通じないので、之れを以て何等かの誤謬竄入として故意に除き去つたものか、或は紀要、一統志の編著者等が使用せし書冊には、始めからこの文句を見なかつたのか、何れかであらうと考へられたので、予も亦この文句を除き去り、かつ曩に述べた理由によりて淄川縣を通過せしめたのであつた。清版山東通志の編著者が、明版山東通志の記事に従はないで「即」の字を削除したのも、恐らく「即」の字があつてはその文意が通じないためであらう。他にこの文字を削らなければならぬ確かな根據があつた譯ではあるまいと考へる。

されど紀要や一統志の編著者がかの文句を削除せしことが、果して正當であるかどうかはもとよりなほ未だ疑問であり、殊に一統志卷一百三十五青州府の條に長城の位置を説明し「歷太山北岡、由穆陵關、至密州瑯邪臺、入海」とある記事は、楊守敬が南の方沂山の上を通過せしめしことゝ一致し、従つて清版山東通志の編者等の處置をも亦是認援助することゝなるのである。而も更に進んでその何れの見解が正しいかを決せんが爲めには、まづ所謂長城嶺の位置を考定し、同時にその他の部分と相關聯して、かの長

城築造當時に於ける齊の國域の研究を遂げなければならぬのである。(未完)

橋本増吉

前論文正誤表

支那古代の長城に就て

| | | | |
|----|---|---|---|
| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
| 三一 | 二 | 遂 | 逐 |

支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて

| | | | |
|-----|----|---|---|
| 一五六 | 一〇 | 海 | 沒 |
| 同 | 一二 | 曰 | 右 |
| 一五七 | 四 | 糶 | 羅 |

支那古代の長城に就いて(橋本)